

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
2	対象税目	法人税(義)(国税10) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>「国家戦略特区」において、地方公共団体が独自に地方税を減免した場合にその効果を十全に発揮し得るよう所要の調整措置を講ずる。</p> <p>具体的には現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額分は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として、特定事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額（損金算入となる地方税分）の法人税率分については、国税の増額となり、その効果が減殺される。</p> <p>そこで、<u>特定事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして、法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。</u></p> <p>※自治体における減免は 10 年。前半 5 年は課税額の全額、後半 5 年は課税額の半分を減免</p> <p>《関係条項》</p> <p>(新設)</p>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年8月 分析対象期間:平成 29 年度~40 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし(新設)
7	適用又は延長期間	2年
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国家戦略特別区域法第1条 <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) <p>(国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与するこ</p>

			とを目的とする。																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 地方創生の推進 ⑤ 国家戦略特区の推進																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ● 国家戦略特別区域(全区域)で認定された区域計画における事業数の累計 ＜平成 29 年度＞225 件(新規事業数 40 件) ＜平成 30 年度＞250 件(新規事業数 25 件) ※ なお、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、民間投資、経済活動を活性化し、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することで、新規事業数を増加させることにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図ることができる。																				
9	有効性等	① 適用数等	例えば、要望主体である大阪府・市（国家戦略特区 関西圏）をモデルとして計算した場合においては、次のとおりの適用が見込まれる。 ＜適用数等＞ ①平成 29 年度又は 30 年度に府から事業認定を受けた法人の法人事業税 7 社 計 65.0 百万円 (6.50 百万×10 年) ②平成 29 年度又は 30 年度に取得される不動産 6 件及び機械等設備 8 件に係る各税 ＜府税＞ 不動産取得税 6 件 計 858.3 百万円 (2 年合計) ＜市税＞ 事業所税 1 件 334.6 百万円 (33.46 百万×10 年) ＜市税＞ 固定資産税・都市計画税（土地） 1 件 423.6 百万円 (42.36 百万×10 年) ＜市税＞ 固定資産税・都市計画税（償却資産） 建物 1 件及び機械等設備 8 件 計 1163.5 百万円 <table border="1" data-bbox="625 1626 1441 1794"> <tr> <td>取得 1 年目</td> <td>2 年目</td> <td>3 年目</td> <td>4 年目</td> <td>5 年目</td> </tr> <tr> <td>164.7</td> <td>151.3</td> <td>139.1</td> <td>127.9</td> <td>117.7</td> </tr> <tr> <td>6 年目</td> <td>7 年目</td> <td>8 年目</td> <td>9 年目</td> <td>10 年目</td> </tr> <tr> <td>108.4</td> <td>99.8</td> <td>91.9</td> <td>84.7</td> <td>78.1</td> </tr> </table> ※以上①②につき、全部または一部減免した額を、法人税課税の際の損金と見なす。 ＜算定根拠＞ 詳細は別紙 1 のとおり	取得 1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	164.7	151.3	139.1	127.9	117.7	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	108.4	99.8	91.9	84.7	78.1
取得 1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目																			
164.7	151.3	139.1	127.9	117.7																			
6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目																			
108.4	99.8	91.9	84.7	78.1																			

	② 減収額	<p>大阪府・市が上記課税に対して減免を行い、その額を損金に算入した場合においては、法人税につき下記のとおり減収が見込まれる。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>100.4 百万円</td> <td>平成 30 年度</td> <td>129.3 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>56.2 百万円</td> <td>平成 32 年度</td> <td>53.2 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td>50.5 百万円</td> <td>平成 34 年度</td> <td>48.0 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 35 年度</td> <td>34.6 百万円</td> <td>平成 36 年度</td> <td>21.8 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 37 年度</td> <td>20.9 百万円</td> <td>平成 38 年度</td> <td>20.0 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 39 年度</td> <td>19.2 百万円</td> <td>平成 40 年度</td> <td>9.4 百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合計 563.4 百万円 1 年あたり 47.0 百万円</td> </tr> </table> <p><算定根拠> 別紙2のとおり</p>	平成 29 年度	100.4 百万円	平成 30 年度	129.3 百万円	平成 31 年度	56.2 百万円	平成 32 年度	53.2 百万円	平成 33 年度	50.5 百万円	平成 34 年度	48.0 百万円	平成 35 年度	34.6 百万円	平成 36 年度	21.8 百万円	平成 37 年度	20.9 百万円	平成 38 年度	20.0 百万円	平成 39 年度	19.2 百万円	平成 40 年度	9.4 百万円	合計 563.4 百万円 1 年あたり 47.0 百万円																															
平成 29 年度	100.4 百万円	平成 30 年度	129.3 百万円																																																							
平成 31 年度	56.2 百万円	平成 32 年度	53.2 百万円																																																							
平成 33 年度	50.5 百万円	平成 34 年度	48.0 百万円																																																							
平成 35 年度	34.6 百万円	平成 36 年度	21.8 百万円																																																							
平成 37 年度	20.9 百万円	平成 38 年度	20.0 百万円																																																							
平成 39 年度	19.2 百万円	平成 40 年度	9.4 百万円																																																							
合計 563.4 百万円 1 年あたり 47.0 百万円																																																										
	③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 上記大阪府・市の場合は、本要望に係る税制の実現により、2年間で不動産6件、機械等設備8件、合計313.5億円程度の投資が見込まれるとともに、7件程度の企業進出が見込まれるものであり、政策目標である「国際的な経済活動の拠点形成、国際競争力の向上に」大きく寄与するものである。(本要望に係る税制の実現なしには、上記投資・企業進出は行われない。)</p> <p>また、本要望に係る税制による減免額(12年合計で563.4百万円)を活用して再投資を行うことにより、当該12年合計で767百万円程度の経済波及効果が見込まれる。</p> <p>以上を踏まえた、年度別の効果及び減収額との対比は次のとおり。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本税制で実現する投資</td> <td>15677</td> <td>15677</td> <td colspan="4">(本要望の税制はH29又はH30の投資に対する減免に係るもの)</td> </tr> <tr> <td>減免額を用いた再投資</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>100.4</td> <td>129.3</td> <td>56.2</td> <td>53.2</td> <td>50.5</td> <td>48.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H35</th> <th>H36</th> <th>H37</th> <th>H38</th> <th>H39</th> <th>H40</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本税制で実現する投資</td> <td colspan="6">(本要望の税制はH29又はH30の投資に対する減免に係るもの)</td> </tr> <tr> <td>減免額を用いた再投資</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> <td>63.9</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>34.6</td> <td>21.8</td> <td>20.9</td> <td>20.0</td> <td>19.2</td> <td>9.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり12年間においては、本税制で実現する投資の額及び減免額を用いた再投資による波及効果の合計は、減収額を上回る。</p> <p>※ 313.5億円程度の投資や、767百万円の再投資が何年度に行われるかを厳密に予測することは困難であるため、平年度ベースの金額としている。) </p> <p>なお、本特別措置が新設されなければ、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上</p>		H29	H30	H31	H32	H33	H34	本税制で実現する投資	15677	15677	(本要望の税制はH29又はH30の投資に対する減免に係るもの)				減免額を用いた再投資	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	減収額	100.4	129.3	56.2	53.2	50.5	48.0		H35	H36	H37	H38	H39	H40	本税制で実現する投資	(本要望の税制はH29又はH30の投資に対する減免に係るもの)						減免額を用いた再投資	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	減収額	34.6	21.8	20.9	20.0	19.2	9.4
	H29	H30	H31	H32	H33	H34																																																				
本税制で実現する投資	15677	15677	(本要望の税制はH29又はH30の投資に対する減免に係るもの)																																																							
減免額を用いた再投資	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9																																																				
減収額	100.4	129.3	56.2	53.2	50.5	48.0																																																				
	H35	H36	H37	H38	H39	H40																																																				
本税制で実現する投資	(本要望の税制はH29又はH30の投資に対する減免に係るもの)																																																									
減免額を用いた再投資	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9																																																				
減収額	34.6	21.8	20.9	20.0	19.2	9.4																																																				

			<p>で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p><算定根拠> 本税制で実現する投資 別紙3のとおり 減免額を活用した再投資による波及効果 別紙4のとおり</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 上記のとおり、本要望が実現すれば、新たな企業進出が見込まれるとともに、本税制で実現する投資の額及び減免額を用いた再投資による波及効果の合計が減収額を上回ることが見込まれるため、税込減を是認するような効果があると言える。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は、民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことによって民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい環境整備を行うものである。</p> <p>国家戦略特区の目標達成には、規制の特例措置や金融上の支援措置とあわせて、幅広い法人に対して税制措置によるインセンティブを付与することで、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点を形成に資する事業を加速的に推進する必要があることから、本特例措置は適切である。</p> <p>なお、地方税の減免による国税への影響額を考えた補助金で交付したとしても、補助金相当額に対しても法人税が課税される等の問題が生じることから、補助金よりも租税措置を講ずるほうがより適切である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>① 規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>② 金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③ 税制の特例措置は、政策目的の達成に資する事業に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。</p> <p>であり、明確に役割分担がなされている。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本要望に係る特例は、地方自治体が独自に行う減免の効果をより十全なものにするためのものであり、自治体に対する協力を要請するものではない。</p>	
11	有識者の見解	-	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

<要望の措置の適用数>

●法人事業税額

以下のとおり推計。

①大阪府税務統計(平成26年度)の過去5年間の法人事業税額の合計を算出

5年間 決定額ベース 1,056,019,371千円

②過去5年間の法人数を算出(平成22～26年度の法人数の平均)

230,901社

ただし、会社標本調査(国税庁)によると、平成26年度分の法人数261万6,485社から、連結子法人の数(10,711社)を差し引いた260万5,774社のうち、欠損法人は172万9,372社で、欠損法人の割合は66.4%となっているため、実質的に法人事業税を徴収している事業者を $100 - 66.4 = 33.6\%$ と推定よって、 $230,901社 \times 33.6\% = 76,428社$

③ ①÷②(社)÷5年=1法人あたりの年間法人事業税額を算出

$1,056,019,371千円 \div 76,428社 \div 5年間 = 2,763千円$

④ 大阪府特区条例活用事業者数のうちライフ分野の事業者数

12事業者中7事業者

(ジーン、ジェイテック、仁寿会、アース、富士フィルム、阪大微研、重粒子管理)

また、欠損法人割合を考慮すると

⑤ 特区活用事業者の年間法人事業税額は ③×④×33.6%

$2,763千円 \times 7事業者 \times 33.6\% = 6,499千円$

よって、特区活用事業者の年平均法人事業税額は6,499千円(=約6.5百万円)

(参考資料)

【会社標本調査】

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2014/kaisya.htm>

【大阪府財務統計】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/dfuzei4.html>

● 不動産取得税

税額 = 課税標準額 × 4%

(金額の単位: 百万円)

	取得対象	課税標準額	課税額
大阪市内-1	研究所	6745.2	269.8
大阪市外-1	研究所	3637.2	145.5
大阪市外-2	研究所	4263.2	170.5
大阪市外-3	工場・倉庫	354.6	14.2
大阪市外-4	研究所	5500.9	220.0
大阪市外-5	研究所	957.2	38.3
合計			858.3

⇒ 土地を購入し、研究所及び機械等装置(償却資産)を設置。当該研究所は事業所として活用。

借地の上に研究所を設置

● 事業所税

【資産割】 事業所用家屋の床面積1平方メートルにつき年額600円

【従業者割】 算定期間中に支払われた従業者給与総額の0.25パーセント

	資産割		従業者割		年課税額 (C)=(A)+(B)
	面積	課税額(A)	給与総額	課税額(B)	
大阪市内-1	44,000m ²	26.4	3.6	7.1	33.46

● 固定資産税・都市計画税(土地)

【固定資産税】 課税標準額 × 1.4%

【都市計画税】 課税標準額 × 0.3%

	課税標準額	固定資産税 (A)	都市計画税 (B)	年課税額 (C)=(A)+(B)
大阪市内-1	2492.0	34.9	7.476	42.36

● 固定資産税・都市計画税(償却資産)

税額＝各年の評価額×税率

【1年目の評価額】取得額×(1－償却率×0.5)

【2年目以降の評価額】前年度の評価額×(1－償却率)

(単位:百万円)

	取得額	耐用年数 /償却率	税率 (※)	課税額											
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計	
研究所	大阪市内-1研	8992.2	30年 /7.4%	1.7%	147.21	136.32	126.23	116.89	108.24	100.23	92.81	85.94	79.58	73.69	1067.14
機械等設備	大阪市内-1機①	117.0	15年 /14.2%	1.4%	1.52	1.31	1.12	0.96	0.83	0.71	0.61	0.52	0.45	0.38	8.40
	大阪市内-1機②	160.9			2.09	1.80	1.54	1.32	1.13	0.97	0.84	0.72	0.61	0.53	11.55
	大阪市内-1機③	175.6			2.28	1.96	1.68	1.44	1.24	1.06	0.91	0.78	0.67	0.58	12.60
	大阪市内-1機④	190.2			2.47	2.12	1.82	1.56	1.34	1.15	0.99	0.85	0.73	0.62	13.65
	大阪市内-2機①	110.4			1.44	1.23	1.06	0.91	0.78	0.67	0.57	0.49	0.42	0.36	7.92
	大阪市内-2機②	110.4			1.44	1.23	1.06	0.91	0.78	0.67	0.57	0.49	0.42	0.36	7.92
	大阪市内-2機③	110.4			1.44	1.23	1.06	0.91	0.78	0.67	0.57	0.49	0.42	0.36	7.92
	大阪市内-2機④	368.0			4.79	4.11	3.52	3.02	2.59	2.23	1.91	1.64	1.41	1.21	26.41
年別課税額合計					164.67	151.30	139.09	127.92	117.70	108.35	99.78	91.92	84.71	78.09	1163.50

※研究所は固定資産税及び都市計画税が課税されるため1.7%、機械等設備は固定資産税のみが課税されるため、1.4%

<大阪市内-1>

土地を購入し、研究所1棟及び機械等装置4件(ともに償却資産)を設置。当該研究所は事業所として活用。

<大阪市内-2>

土地・建物は借地・借家。機械等装置4件(償却資産)を設置。

<減収額(法人税)>

別紙2

- ・2年間で、不動産4件、機械等設備8件への投資が見込まれている。
- ・取得時期を厳密に予測することが困難であるため、租特期間2年の中で、金額ベースで半分ずつ取得されたとして計算した。
- ・各税目における、自治体による減免額の詳細は次のページに記載。

●自治体による地方税減免額

	府税				市税(大阪市内の不動産のみ)						合計 (A)
	法人事業税		不動産取得税		事業所税		固定資産税・都市計画税 (土地)		固定資産税・都市計画税 (償却資産)		
	平成29年度 特定事業認定	平成30年度 特定事業認定	平成29年度取得	平成30年度取得	平成29年度 特定事業認定	平成30年度 特定事業認定	H30.1.1 時点所有	H31.1.1 時点所有	H30.1.1 時点所有	H31.1.1 時点所有	
平成29年度			429.15								429.15
平成30年度	3.25			429.15	16.73		21.18	-	82.34		552.65
平成31年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	75.65	82.34	240.32
平成32年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	69.54	75.65	227.52
平成33年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	63.96	69.54	215.83
平成34年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	58.85	63.96	205.14
平成35年度	1.63	3.25			8.37	16.73	10.59	21.18	27.09	58.85	147.69
平成36年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	24.94	27.09	93.19
平成37年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	22.98	24.94	89.08
平成38年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	21.18	22.98	85.32
平成39年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	19.52	21.18	81.86
平成40年度		1.63				8.37		10.59		19.52	40.10
合計 (2年間)	24.375	24.375	858.3		251		317.7		932.1		2407.85

(単位:百万円)
●国税への影響額

法人税 減収額 ((A)×23.4%)
100.42
129.32
56.23
53.24
50.50
48.00
34.56
21.81
20.85
19.97
19.16
9.38
563.44



(自治体による減免額詳細)

(金額の単位:百万円)

● 法人事業所税

毎年の課税額 (全法人合計) 6.50	29年度特定事業認定	毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額
		3.25	3.25	1.63
※ 法人に対する特定事業の認定が29年度と30年度で半数ずつと仮定し、各減免状況を試算	30年度特定事業認定	毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額
		3.25	3.25	1.63

● 不動産取得税

課税額 (全不動産合計) 858.30	29年度取得	H29課税額	H29減免額
		429.15	429.15
※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算	30年度取得	H30課税額	H30減免額
		429.15	429.15

● 事業所税

毎年の課税額 33.46	29年度特定事業認定	毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額
		16.73	16.73	8.37
※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算	30年度特定事業認定	毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額
		16.73	16.73	8.37

● 固定資産税・都市計画税(土地)

毎年の課税額 42.36	H30.1.1時点所有	毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額
		21.18	21.18	10.59
※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算	H31.1.1時点所有	毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額
		21.18	21.18	10.59

● 固定資産税・都市計画税(償却資産)

課税額		H29取得分		H30取得分	
年目	課税額	課税額	減免額	課税額	減免額
1年目	164.67				
2年目	151.30	82.34	82.34		
3年目	139.09	75.65	75.65	82.34	82.34
4年目	127.92	69.54	69.54	75.65	75.65
5年目	117.70	63.96	63.96	69.54	69.54
6年目	108.35	58.85	58.85	63.96	63.96
7年目	99.78	54.17	27.09	58.85	58.85
8年目	91.92	49.89	24.94	54.17	27.09
9年目	84.71	45.96	22.98	49.89	24.94
10年目	78.09	42.35	21.18	45.96	22.98
		39.05	19.52	42.35	21.18
				39.05	19.52

※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算

＜本税制で実現する投資＞

(単位:百万円)

	取得対象	投資額
大阪市内-1	研究所 機械・設備	9,636.0
大阪市内-2	機械・設備	699.0
大阪市外-1	研究所	5,196.0
大阪市外-2	研究所	6,090.3
大阪市外-3	工場・倉庫	506.6
大阪市外-4	研究所	7,858.4
大阪市外-5	研究所	1,367.4
合計		31,353.7

<減免額を活用した再投資による波及効果>

1. 各地区の参入する部門・減免額

(単位:百万円)

	部門	取得対象	地方税減免額					合計(A)
			法人事業税	不動産取得税	事業所税	固定資産税 ・都市計画税 (土地)	固定資産税 ・都市計画税 (償却試算)	
大阪市内-1	非鉄金属	研究所	7	269.8	251.0	317.7	889.9	1735.4
大阪市内-2	医療・保健	ラボ	7	0.0	0.0	0.0	42.2	49.2
大阪市外-1	化学	研究所	7	145.5	0.0	0.0	0.0	152.5
大阪市外-2	電気・機械	研究所	7	170.5	0.0	0.0	0.0	177.5
大阪市外-3	運輸	工場・倉庫	7	14.2	0.0	0.0	0.0	21.2
大阪市外-4	化学	研究所	7	220.0	0.0	0.0	0.0	227.0
大阪市外-5	医療・保健	研究所	7	38.3	0.0	0.0	0.0	45.3

法人税
減収額
((A)×
23.4%)



406.04
11.51
35.68
41.53
4.96
53.11
10.60

2. 各地区の法人税減免額(百万円)

部門	部門別 法人税減免額
非鉄金属	406.04
医療・保健	22.11
化学	88.79
電気・機械	41.53
運輸	4.96
合計	563.44

3. 所得不算入措置による経済波及効果

767 百万円

※平成23年 産業連関表をもとに、各部門における再投資が与える影響額を計算 (次ページのとおり)

計算結果

	部門の例示	新規需要額 (単位: 百万円)
農林水産業	米、野菜、畜産、漁業	0
鉱業	石油、原油、天然ガス、金属鉱物	0
飲食料品	食肉、精米、パン類、冷凍食品、酒類	0
繊維製品	衣服、じゅうたん、帽子、寝具	0
パルプ・紙・木製品	木材、家具、紙、段ボール箱	0
化学製品	化学肥料、医薬品、化粧品、洗剤	88.79
石油・石炭製品	ガソリン、灯油、LPG、コークス	0
プラスチック・ゴム	プラスチック管、タイヤ、チューブ	0
窯業・土石製品	ガラス、セメント、陶磁器	0
鉄鋼	鋼板、鋼管	0
非鉄金属	銅、アルミニウム、電線、ケーブル	406.04
金属製品	鉄骨、シャッター、ボルト、ドラム缶、刃物	0
はん用機械	ボイラ、原動機、ポンプ	0
生産用機械	パワーショベル、ドリル、印刷機、旋盤、耕うん機	0
業務用機械	複写機、自動販売機、医療器具、カメラ	0
電子部品	液晶パネル、磁気ディスク、電子回路	0
電気機械	電気照明器具、エアコン、冷蔵庫	41.53
情報・通信機器	パソコン、テレビ、デジタルカメラ、携帯電話機	0
輸送機械	乗用車、鉄道車両、航空機、船舶	0
その他の製造工業製品	印刷、革靴、楽器、がん具、時計、装身具	0
建設	住宅建築、建設補修、公共事業	0
電力・ガス・熱供給	電気、自家発電、都市ガス、熱供給	0
水道	上水道、工業用水、下水道	0
廃棄物処理	ごみ処理、産業廃棄物処理	0
商業	卸売、小売	0
金融・保険	金融、生命保険、損害保険	0
不動産	住宅賃貸、貸店舗、駐車場管理	0
運輸・郵便	鉄道、トラック輸送、航空輸送、水運、郵便	4.96
情報通信	電話、放送、ソフトウェア、映画制作、新聞	0
公務	国、地方公共団体	0
教育・研究	学校、研究所、図書館、博物館	0
医療・福祉	病院、保健所、保育所、福祉施設、介護	22.11
その他の非営利団体サービス	商工会議所、労働団体、学術団体	0
対事業所サービス	物品賃貸、広告、法律事務所、労働者派遣、警備業	0
対個人サービス	ホテル・旅館、飲食店、遊園地、冠婚葬祭	0
事務用品	鉛筆、消しゴム、テープ、のり	0
分類不明		0
合計		563.44



波及効果	
1	
2	
1	
1	
6	
110	
14	
8	
4	
8	
365	
4	
1	
0	
0	
5	
36	
0	
2	
10	
6	
18	
2	
1	
35	
7	
4	
28	
11	
1	
19	
23	
1	
31	
1	
1	
3	
合計	767